定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月四日

千葉市中央区問屋町一番三五号千葉ポートサイドタワー一五階

千葉不動産管理株式会社

代表取締役　後藤　正司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月四日

東京都狛江市中和泉二丁目二六番一三号

東洋化学工業株式会社

代表取締役　菊地　隆史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月三十日、当社が発行する株式すべてに係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに致しましたので、公告致します。

なお、同日に、当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月四日

東京都中央区銀座七丁目一四番一三号日土地銀座ビル三階

株式会社エム・アイ・ピー

代表取締役社長　川﨑　亨

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月四日

東京都中央区日本橋三丁目一三番一一号

日本建築検査協会株式会社

代表取締役　山﨑　哲

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月四日

石川県金沢市増泉二丁目一八番一五号

東亜電機工業株式会社

代表取締役　安井　大輔

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、平成二十六年七月一日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月四日

佐賀県伊万里市波多津町馬蛤潟五〇一三番地九九

株式会社勝栄機工

代表取締役　前川　圭士

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月四日

沖縄県浦添市屋富祖二丁目六番一五号

沖縄道路サービス株式会社

代表取締役社長　草場　宰

株式分割につき通知公告

当社は、株式五十株を六百株に分割することにいたしましたので公告します。

平成二十六年六月四日

岩手県盛岡市津志田西二丁目二番三三号

株式会社みちのく流通システム

代表取締役　林　文雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内山栄子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月四日

東京都港区南麻布四―一一―三五インペリアル広尾

Meigyoku Human Laboratory, Inc.

日本における代表者　内山　栄子

限定承認公告

本籍北海道帯広市西一二条南三一丁目四番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田口　純嗣

右被相続人は平成二十五年四月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十三日釧路家庭裁判所帯広支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月四日

北海道帯広市西四条南一丁目一八番地一

弁護士法人岩田法律事務所

相続財産管理人北沼奈緒

右代理人弁護士　岩田　圭只

限定承認公告

本籍三重県鈴鹿市神戸七丁目九〇番地一七、最後の住所三重県鈴鹿市神戸七丁目二番二六号

被相続人　亡　大倉　和雄

右被相続人は平成二十五年八月四日死亡し、その相続人は平成二十六年五月十三日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月四日

三重県津市栄町三丁目一四一番地一モアビル二階　ビオス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白山雄一郎

限定承認公告

本籍横浜市磯子区森三丁目七〇九番地、最後の住所横浜市磯子区栗木一丁目六番二七号

被相続人　亡　石川　義兼

右被相続人は平成二十五年六月四日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月四日

大阪市北区西天満四丁目六番八号ＯＬＣビル五階五〇一号　関西法律事務所

相続財産管理人津田芳男

代理人弁護士　小林　裕美

限定承認公告

本籍東京都立川市柴崎町二丁目八番、最後の住所東京都立川市柴崎町二丁目八番一五号宮崎ボデー内

被相続人　亡　古家　正

右被相続人は平成二十六年三月二十七日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月四日

熊本県山鹿市大橋通一三〇六番地一

相続財産管理人　古家　由治

訂正公告

平成二十六年五月十五日掲載の那覇家庭裁判所に係る平成二十六年（家）第一八〇号失踪に関する届出の催告中、届出期間満了日が「平成26年7月31日」とあるは「平成26年9月4日」の誤りにつき訂正します。

取消公告

平成二十六年五月二十一日掲載の優先資本金の額の減少公告は取り消します。

平成二十六年六月四日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ブルーオーシャン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
一七下	一	五	第九十七条	第九十七号

平成二十六年三月三十一日（号外第六十九号）公布内閣府令第二十六号（内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）

六二ページ下段八行目を削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月四日付第一二三号四〇
達第一〇二号二四ページ◉

ページ◉同日付第一二四号六四ページ◉同日付政府調
同日付（第一八三回）衆会索引二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）